

上場制度整備懇談会
第31回 議事要旨

1. 日時：平成22年12月1日（水）午後1時00分から午後2時30分まで

2. 場所：東京証券取引所会議室

3. 議題：

- (1) 2010年10月投資家意見募集の結果の概要について
- (2) その他

4. 議事要旨：

(1) 2010年10月投資家意見募集の結果の概要について

- ・ 投資家の意見を幅広く吸い上げるための取組みは、取引所として定期的に行っていくべきである。
- ・ サイレントマジョリティ、すなわち今回の意見募集に対して無関心で意見を寄せなかった多くの投資家は、現状に満足しているということなのではないか。
- ・ 国内の機関投資家が、仮にコーポレート・ガバナンスに無関心であるとする、コーポレート・ガバナンスの改革をして直ちにパフォーマンスが向上するわけではないと認識しながらも、なおコーポレート・ガバナンスを改善していこうと取り組んでいる国際的な潮流とは相当のギャップがあるということになる。
- ・ 独立役員が、社内のIR担当部署や、議決権行使機関と対話をしている部署などから情報を得られるように、レポーティングラインを整備することが望ましい。
- ・ 日本に数多く存在するオーナー系企業が、支配株主を有する上場会社に対する規制が厳し過ぎるために上場を断念してしまうような結果を招くことは適当でない。
- ・ 機関投資家に子会社上場の問題点を聞くと、親会社から役員を受け入れているせいで子会社の良いところが伸ばせていないという懸念が大きいとの指摘もある。
- ・ 上場子会社の大半に問題がなかったとしても、ほんの数社について支配株主による権限濫用の事例が起きると、それを防止できなかったということが証券市場の信頼を毀損するおそれがある。

(2) その他

● マザーズの信頼性回復・活性化に向けた取組みについて

- ・ 新興企業の経営者には、ベンチャー・キャピタル等から、IPOにより株式を売却できなければならないという強いプレッシャーがかかっており、その一方で、上場審査上、一定の利益水準が要求されることになると、粉飾決算の誘引となりかねないのではないか。
- ・ 市場の信頼性の回復の問題については、マザーズだけに収束することなく、幅広く議論すべきである。

● 最近の環境を踏まえた我が国証券市場の機能強化策について

- ・ 公募増資の際の空売りに関する規制について、米国の制度と同趣旨の規制を導入する場合には、事前に、米国においてどのような実務運用がなされているのかを十分に確認すべきである。
- ・ 増資直前の空売りが本当にインサイダー取引なのか、そうでないのかということは、十分な調査をして見極めるべきである。
- ・ ネイキッドショートセリングの規制は、投機的な売り崩しを禁止することを目的としながら、結果的には市場に流動性を供給するようなトレーディングを抑制する結果を招くのではないかという懸念がある。

以 上

(なお、議事要旨については、東証上場部文責による。)

－問合せ先－

株式会社東京証券取引所 上場部企画担当

TEL : 03-3666-0141 (大代表)